

第7回 官業民営化等WG 議事録（農林水産省ヒアリング）

1. 日時：平成16年9月17日（金）10:30～12:00

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：①品種登録

②農薬の登録

③肥料の銘柄登録

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、本田委員、大橋専門委員、福井専門委員

○農林水産省

①品種登録

生産局 種苗課長 寺沢 計二（以下「寺沢種苗課長」という）

種苗課 課長補佐 宮本 亮

（以下「宮本種苗課課長補佐」という）

②農薬の登録、③肥料の銘柄登録

消費・安全局 農産安全管理課長 細田 久

（以下「細田農産安全管理課長」という）

農産安全管理課 農薬対策室長 横田 敏恭

（以下「横田農薬対策室長」という）

○福井専門委員 それでは、お忙しいところ御足労をいただきありがとうございました。

大変恐縮ですが、時間も押しておりますので、7～8分を目途に御説明をいただきまして、その後に質疑とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○寺沢種苗課長 それでは、農林水産省生産局種苗課長の寺沢でございます。それでは、資料に沿いまして御説明をいたします。

私どもの業務は品種登録でございますけれども、根拠法令は種苗法でございます。実施主体は国、私ども種苗課と、あと一部の業務につきまして、独立行政法人の種苗管理センターに行わせております。

従業者数でございますが67名、国が29名、それから種苗管理センターが38名でございます。

予算額は1.9億円。これは人件費は入ってございませんが、いわゆる業務の物件費等の部分でございます。これが国が0.9億円、そして種苗管理センター1億円でございます。

事業の内容でございますけれども、植物新品種の育成者の権利を保護するということで、育成者権という権利を付与するわけでございますが、その際に品種登録という手続がございます。私どもが行っておるところでございます。

民間移管の具体的内容ということでございますが、今のところ私どもは検討いたしてお

りません。

次からあらかじめ御質問をいただきました点についての御説明でございます。

まず、一連の事務の流れでございますが、次のページに付けております資料に沿って御説明いたします。

先ほども御説明いたしましたように、育成者権という権利を付与するのに当たりまして、まず申請者、植物の新品種を育種して開発をされた方ないし法人が出願をいたします。私どもの種苗課の方で出願を受理いたしまして、まず、出願された書類につきまして方式等の審査を行います。

名称でございますとか、ここには具体的には書いておりませんが、植物の新品種として独占的な権利を与えるに至るかどうかの要件といたしまして、区別性でございますとか、均一性、同じものが同じ種から出てくるかどうかですね。それから安定性、何代かにわたって、ずっと同じ特性のものが出てくるかどうかと、こういったようなものを、まず書面で審査をいたします。

それから、過去に譲渡等が行われていないかどうかの未譲渡性、こういったものについても併せて審査をいたします。

そして、今、申し上げたような技術的な部分ではない、まず書面で審査可能な部分につきまして審査を行いまして、出願公表の可否を決定いたします。

その上で、出願された植物が、従来、まだ出願されたことがない植物につきましては、植物の種類ごとにあらかじめ審査の基準というのを定めてございまして、植物の種類、例えば、花ですとバラとか、サクラとか、そういう種類ごとに審査基準を設けておりますので、新しい場合は審査基準をつくるという作業が事前に入ってくるという格好になります。

その上で、出願公表を官報にいたしまして、出願公表後、審査のために栽培試験というのを行うことになります。実際に植物を植えて、既存の品種とどう違うかというのを実際に比べて、そういった区別性があるかどうかといったようなところを実際に試験をするというものでございまして、これにつきましては、独立行政法人の種苗管理センターに行わせることといたしております。

栽培試験の結果の報告を種苗管理センターから受けまして、先ほど来申し上げているような区別性とか、均一性、安定性等につきましての専門的、技術的な審査。それから改めて名称等が、例えば花の色とかが名称に付いている場合に、実際の栽培試験等で出てきた色等が不適切でないかどうかといったような審査も改めていたしまして、最終的な総合的審査を経まして品種登録ということで、官報掲載によりまして公表と。その暁には育成者権が付与されると、こういった手続になってございます。

あと、いかなるタイミングで、いかなる政策判断等がなされるかということでございますが、ちょっとこれは後ほどの説明とも関連いたしますので、後ほどの説明の中で併せて御説明いたしたいと思います。

次の御質問で、品種登録に当たり、基準を定め、その基準に従って民間が審査を実施す

ることの是非についてということでございますけれども、ただいま申し上げましたように、品種登録の業務というのは、出願者以外の者の利用を排除する強力な排他的独占権を与えるというものでございまして、とりわけ品種登録の審査につきましては、排他的な独占権を付与するかどうかの判断。植物という均一性という面では判断が非常に難しい部分もございまして、高いレベルの公正性、中立性が求められるわけでもございまして、こういった審査につきましては、国の機関において行うことが適当であると考えております。

また、民間にということでございますが、一連の先ほど御説明しましたような業務の中で、例えば一部分の審査を抜き出して、例えば民間にやらせるといった点につきましても、私ども一連の業務の効率化をするというようなことで努力をしてきておりまして、全体として一体不可分の業務というふうに考えておりまして、審査だけを抜き出して、例えば民間に行わせるといったことは、業務の妨げになり、困難だというふうに考えております。

次の質問でございしますが、審査が民間開放できなくても、品種特性を調査する栽培試験について民間開放が可能ではないかということについての見解でございますけれども、これは、先ほど来御説明をいたしておりますように、植物の品種、実際に新しい品種を栽培試験ということで植えて、実際に形状でございまして、色でございまして、さまざま特殊性を実際に比較すると、こういう試験でございまして、特性の審査の中で極めて重要な業務だと考えております。

したがって、先ほど来御説明しておるような、こういう育成者権、排他的独占権を与える業務ということでございまして、守秘義務を徹底する必要もございまして、極めて中立性、公正性が担保されておる必要があるということで、独立行政法人指導管理センターに行わせておるところでございます。

なお、補足いたしますと、そういった技術的、専門的な能力という点だけで見ますと、例えば種苗会社等もそういった技術能力があるのではないかなというふうな向きもあろうかと思っておりますけれども、植物の新品種というのは、それぞれの種苗会社等につきましては、まさに新製品、売れ筋の商品になっていくものでございまして、極めて厳重に情報管理等を行っておるものでございまして、こういったものを例えば同業他社とか、民間の者に審査をゆだねるといったことは、これは極めて考えにくいというふうに考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○福井専門委員　ありがとうございます。それでは、質疑とさせていただきます。

今の種苗会社の場合の利害相反というのはわからないでもないんですが、例えば大学の農学部とか、あるいは都道府県などにもよくある農業研究所のようなところでは、まずいんですか。

○寺沢種苗課長　例えば、都道府県等の公的な機関からも申請が出てまいります。こういったものにつきましては、法律上も関係行政機関等には、こういった試験を実施させるということも可能だというふうになってございまして、そういった公的機関の場合は、公正性という観点では十分確保されているということで。

○福井専門委員 実施例もございますか。例えば都道府県の研究所や大学で試験をやっている例はございますか。

○寺沢種苗課長 ございます。例えば、非常に地域性があるようなものとか、効率性等の観点で都道府県の試験場等をお願いをする場合はございます。

○福井専門委員 大学の場合はいかがですか。

○寺沢種苗課長 大学は、今のところございません。

○福井専門委員 それに理由はあるんですか。

○寺沢種苗課長 基本的に公正性、中立性という観点で極めてその辺を厳重にやっていただくという観点で、今までのところ、これは私どもの判断ですが、都道府県以外にお願いしたことはございません。

○福井専門委員 大学の方が都道府県より信用できないということですか。

○寺沢種苗課長 個別具体的に判断するということはあろうかと思いますが、今までの実績ではそういうふうなことと思っております。

○本田委員 ちょっと基本的なことをお伺いしたいんですけども、年間何件ぐらい申請があって、申請の検討に平均どれぐらいの期間がかかり、拒否する件数というのは大体どれぐらいの割合なんですか。

○寺沢種苗課長 出願件数で約千件強、年によって上がり下がりありますけれども、最近では増えている傾向ですが、平成 15 年、昨年度で 1,280 件出願がございました。

そのうち、登録に至っておりますのは、これはちょっと年によって変動がかなりございますので、平成 15 年はたまたま少なくとも 690 件ということなんですけど、大体平均しますと 1,000 弱程度ございます。約 7～8 割が出願のうち登録に至っているというふうにお考えいただければと思います。

それから、審査の期間ですが、今、平均で約 3.1 年です。

○本田委員 ということは、年間 1,000 件、在庫分がありますと 3,000 件ぐらいを物件費 1.9 億円プラス人件費が 67 名の方、多分人件費のコストにして 500 万から 1,000 万くらいということは、3 億から 7 億ぐらいをかけて、ですのうで 5 億から大体 10 億ぐらいのお金をかけてやっておられるということですか。

○寺沢種苗課長 概算で言えば、そういうことになるじゃないかと思います。

○本田委員 ちょっと、結構な金額だなと。おまけに受益者であるところからは、出願料は 4 万 7,200 円ですね。これは、やはり国民のかなり税金が投与されているということでございますね。

○寺沢種苗課長 そういうことになると思います。

○本田委員 であるとすると、やはり効率性の追及ということで、幾ばくかの部分だけでも、民間に委託するということで、判断業務はどうするかは別にしても、もっと安くやる方法というのは、今までなぜお考えになってこられなかったんでしょうか。

○寺沢種苗課長 まず出願料については、類似の国のこういったものについても同様じゃ

ないかと思うんですが、実費を勘案して料金というのは決めておるということでございますけれども、確かに実費丸々取っているわけではないというのは事実でございます。

先ほちょっと申し上げましたように、審査期間はなるべく効率化して短縮しようということで、ほんの3～4年前までは、実は4年近くかかっておったんですが、かなり効率化をしまして、今、3年近くまで効率化したというふうなことでございまして、なお、もう少し短縮できないかという努力もいたしておりますけれども、業務そのものにつきましては、実際に温室の中で植物を栽培してというようなこと、それから形式審査から始まりまして、期間的にはどうしてもそのぐらいかかってしまうということもございまして、より一層効率化の努力は必要かと思いますが、今のところ民間というのは考えてございません。

○福井専門委員 物理的な栽培に要する期間は、3.1年のうち大体どれぐらいなんですか。

○寺沢種苗課長 いろいろありますけれども、出願タイミングと、例えば春に植えて、秋に花が咲くというタイミングは変えられませんので、その辺を平均すれば、やはり1年近くはどうしても、時間のロスの部分を入れるとかかってしまいます。

○福井専門委員 条文には繰り返し繁殖させた場合も全部の特性が変化しないとありますが、繰り返しというようなことはやるんですか。

○寺沢種苗課長 例えば、実際に栽培試験を2回やる場合もございまして、通常ですと、当然出願の際に書面で、あるいは写真等を出してくるものもございまして、その辺も判断をして、どうも怪しい場合といいますか、微妙な場合はもう一回という場合もございまして。

○福井専門委員 原則、栽培試験は1回なんですね。

○寺沢種苗課長 はい。

○福井専門委員 というと、基本的には1年のローテーションのどこかには収まっているということですね。

○寺沢種苗課長 はい、そうです。

○福井専門委員 わかりました。

○大橋専門委員 2つ質問させていただきたいと思いますが、先ほどの福井先生の質問とも関連して、この品種登録事務の処理の流れの中で、現在、何らかの形で民間にお願いしているということがあるのかどうか。特に、独立行政法人の種苗管理センターが行っている栽培試験というような業務について、例えば、どこかの種苗会社みたいなところをお願いしているというような、そういう実態があるのかどうかというのが1つ。

もう1つは、課長がおっしゃる、何と言いますか、品種登録の性格というのが、排他的な独占的な主要権を国が与えるものだということ、だから、農林水産省でやらなければならないという御説明だと思うんですが、現在の制度の中で、必ずしも排他的な独占権を付与する場合であっても、国でなくても民間の指定機関がそういう登録事務をやって排他的な独占権を与えている例もございまして、課長が今言ったように、排他的な独占権を付与する行為だから国でやらなければならない、農林水産省でやらなければならないというの

は説明になっていないんですね。もう少し、なぜ国でやらなければならない、農林水産省でやらなければならないというのは、別途更に細かい説明が必要なんです。その説明が十分私は理解できなかったの。

○寺沢種苗課長 はい、御説明いたします。

まず、外部の民間等にやらせている部分がないかという御質問でございますけれども、実際には、ございませんというのが、まず最初の答えなんです。当然効率化等を行うために、栽培試験といいましても、四六時中試験をやっているわけではございませんので、例えば種を植えてから育てると、言ってみれば、水やりとか、単純作業等については、例えば単純労働はアルバイトとか、派遣業とか、そういったものでなるべく人件費を抑えるような努力はしておりますし、そういう観点がお答えになっているかどうか分かりませんが、そういった範囲内にはとどまっていると思います。

○大橋専門委員 種苗管理センターに栽培管理をやらせているというのは、その形式はどういう形式でやらせているんですか。

つまり、栽培試験というものを種苗管理センターと農林水産省との間の委託契約を結んでやらせているんですか。

○宮本種苗課課長補佐 事務的には、法律上、種苗管理センターに農林水産大臣は行わせることとするとなっておりますので、契約行為ではありません。法律上の位置づけがあるということです。また、種苗管理センター法上も栽培試験は種苗管理センターが行うということが同じように位置づけられております。

○福井専門委員 種苗管理センターなりの専門家というのは、どういう資質、資格か、あるいは学歴等の方かという要件基準はございますか。

○寺沢種苗課長 具体的にこういう資格というのはございませんけれども、一般的に農学等の大学等の学歴を持った、また、種苗管理センターについては、種苗の生産とか、あるいは栽培試験等をやっておりますので、そういう実務を通じまして、そういった専門技術を有しておるということでございます。

○福井専門委員 博士号、修士号等は要件ではないんですか。

○寺沢種苗課長 それはございません。

○福井専門委員 それから、諸外国で種苗の品種登録に類似する制度は各国あると思いますが、諸外国の官民分担の関係等は調査されていますか。

○寺沢種苗課長 基本的に私どもの制度は、植物品種の保護に関する条約という国際条約に沿ったものでございます。これは全部で55か国が加盟しておる国際条約でございます。欧米各国についてはほぼ入っていて、アジアでは、まだ日本と韓国、中国、韓国と中国はごく最近入ったばかりでございます。シンガポールも今年入ったばかりということでございますけれども、欧米等につきましては、すべて国の品種登録、品種管理をやっている国の機関が実施しております。

○福井専門委員 栽培等について民間を活用しているという国は全くないんですか。

○寺沢種苗課長 私どもが承知しております欧米先進国等では、これも国自ら、ないし国の関係の、日本で言うと独立行政法人のようなものに当たるような機関ですとか、国立の研究機関とか、そういったところが当たっておるというふうに承知しております。

○福井専門委員 ただ種苗法自身が、恐らくモデルにされたどこかの国の法律があると思うんですけども、種苗法自身にまさに関係機関、学校、その他適当と認めるものということで、法令自体が何も官でないといけないということを前提にできているわけではないですね。

○寺沢種苗課長 はい、法律上は確かにおっしゃるとおりです。

○福井専門委員 とすれば、まさにモデルの法律がどこかにあったはずですから、その国でそういった実態ということがないはずはないと思うんですが、いかがでしょうか。

○寺沢種苗課長 もともとこの法律自体は、今申し上げたような国際条約に基づいておりますが、更にこの制度ができる前、戦後すぐから品種名称等の登録というような制度が従来ありまして、ところがこういった国際条約が 1979 年にできまして、それ以降、こういった権利保護の法制に変えてきたという歴史的経緯がございまして、それに基づいて今の法律ができております。確かにおっしゃるように、今の現行法上も関係行政機関、学校、その他というような規定となっておりますので。

○福井専門委員 勿論、制度はわかるんですけども、諸外国の実例というのをもうちょっと正確に、後ほどでもいいですから、お調べいただいて教えていただければと思います。まさに関係機関の範囲だと思うんですね。関係機関がどれぐらい、例えば連邦政府なり州政府なりとの直結度があるのか、ないのかというところが、私どもの関心事項ですので、その辺りのもう少し正確なことを後ほど教えていただけますか。

○鈴木主査 さっきの大橋専門委員の聞かれた第 2 の質問で、法律があるだけではない話、それから工業所有権も我々は当然問題にしているけれども、それが仮に民間開放されたとしたら、それでも、種苗法だけは残るべきであるというふうにもしてお考えならば、その根拠を教えてください。

○寺沢種苗課長 私どもの、例えば類似の特許等の、制度的には比較的似ておる制度かと思えますけれども、私ども、なぜ国がという部分に関しまして補足させていただきますと、植物でございしますが、例えば同じものを同じ種で育てましても、例えば、気候条件、あるいは日照でございしますとか、諸々の条件で、例えば隣りに植えても同じものでも形が違ったりとか、そういうことが起きてまいります。その辺の非常に微妙なところを判断する必要が出てくると。現実申請されたものの中でも、そういったようなものがございします。それで、出願者は新品種だと主張されるわけです。

その審査の際に、最終的に、もともとこの法律の目的も農林水産業の振興という観点もございしますし、その辺、最終的には我々行政側の判断と。

○鈴木主査 判断は判断の仕方の問題であって、なぜ国でなければということを聞いておるわけで、そろそろその考え方は答申までには変えていってもらいたいから言っておるの

ですから。

○寺沢種苗課長　ですから、これが例えば極めて明確なマニュアルとか、基準でデジタルでぱちっと判定できるような基準がもし可能であれば、そういったことも場合によっては可能なかもしれませんが。

○福井専門委員　むしろ、それは遺伝学的、生物学的に別種かどうかの判断が微妙だとおっしゃりたいわけですね。

しかし、それは国が遺伝学の最先端の微妙な知見を判断すべきだというテーゼは必ずしも成り立たないのであって、それは、むしろ生物学、遺伝学の専門家が別種と判断するということを、実際上は、まさに農学の専門家が行っておられるわけですから、学術的判断として行われているわけです。

ですから、学術的判断が、例えば不当な政治的圧力とか、あるいは利害当事者によるバイアス等がかからない前提できちんとなされれば、まさに農業の振興になるわけですね。そのための体制がないかということです。

○寺沢種苗課長　公正・中立性ということで、政治的バイアスというのは当然ございませんけれども。

○福井専門委員　その場合に、おっしゃっている公正・中立性、あるいは排他独占権だからというところは、これは既に8月3日の中間とりまとめ等をごらんになられれば、極めて明解に論じられているので御承知のことだと思いますが、もう一度整理して申し上げますと、権力的行為だから、国あるいは自治体といった権力機構がやらなければいけないということは、法律論としてはないということを論じておりますし、その点について、そうではないという意見は、今のところございません。どこの省庁からも、ドグマとして権力処分が国でないといけないということはないということは、基本的には一般的に承認されている考え方です。後は、例えば公正・中立というようなことだと、例えば賄賂をもらうとか、あるいは情報を漏らすなというような守秘義務や瀆職の罪を条文で置けばいい。

要するに、処分をやる人、例えばこれで言うと、品種登録の実施権者自身が、公務員である必要はないということは大前提です。

しかも、極めて有力なことに、種苗法自身が、学校その他適当と認めるものに依頼ということで、これは既に権力処分ではない部分があるということを立法者の意思で選択しているわけです。現に、現行法に公立学校とか、官立学校とは書いていないわけですから、学校その他適当と認めるものというのは、これは当然のことながら私人を含んだ概念として既に存在している現行法の解釈が成り立っているわけです。

ということであれば、あとは運用の問題であるわけですから、例えば、さっきの独立法人か国しかできないというのは、現行法の読み方としても適切でない面があると思いますので、是非そういう線に即して御検討いただければということです。

○本田委員　特にもう一つ付け加えて申し上げますと、強力な排他的な独占権である使用権を特定の国民に付与するという中で、国民からもらう権利料が年間5,000万にも満たない

中で、少なく見積っても5億を超えるような税金を毎年投入しているという中では、やはりかなりの効率性ということを確認しなければならず、民間も入れての競争環境をつくるということを、やはり国として、今、考えていくべきではないでしょうか。

○寺沢種苗課長 効率化に関しては、私ども今まで以上に努力はしていきたいと考えております。

○宮本種苗課課長補佐 済みません、ちょっと条文上の解釈の問題なんですけど、今、15条の栽培試験についてのお話がありましたけれども、条文の構成上は、国は種苗管理センターにすべて栽培試験を行なわせ、その栽培試験の一部を種苗管理センターが学校その他にやらせることができるという規定になっておりまして、栽培試験そのものに対する責任は種苗管理センターがすべて負うという形に条文構成上はなっております。

○福井専門委員 そうは読めませんが。私が持っている条文では、農林水産大臣は、現地調査を学校その他適当と認めるものに依頼することができるとありますが、そうじゃないんですか。

○宮本種苗課課長補佐 今、私が申し上げたのは、栽培試験についてでございます。

○寺沢種苗課長 ひょっとすると、それは種苗管理センターが独立行政法人になった関係で、平成13年。

○福井専門委員 私は16年版の六法を見ていますけれども。

○宮本種苗課課長補佐 栽培試験については、そのような規定になっておりまして、また、更に15条第6項において、種苗管理センターに対して、大臣が栽培試験に対して是正命令も規定してございます。そのように、かなり条文上も責任の強い体制を規定しておりますので。

○福井専門委員 それはわかります。だから、私が申し上げているのは、栽培試験とか、一部を分立してやらせることも排他的独占権だからできないと資料にも書かれ、御説明があったから、それは現行法の読み方自体を逸脱しておられますよという当然のことを指摘申し上げただけです。

そのほかございませんでしょうか。

ということで、また引き続き議論を煮詰めてまいりたいと思いますが、できるだけ、まさに農業発展のためにも、安く、しかも効率的に、品種がちゃんと判断されればいいという目的に即した体制ということで、建設的な意見交換ができればと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○大橋専門委員 追加的な質問ということで、申し訳ございませんが、御説明いただいた品種登録事務についての包括的な民間委託、その他アウトソーシングをすることを制限している法令があるのか、ないのか。ある場合には、その具体的な内容、更にはその制限の存在の合理的な説明について後ほど事務局の方にお出しいただければと思います。

○寺沢種苗課長 先ほど御指摘いただいた点も含めまして、後ほど。

○大橋専門委員 お願いいたします。

(農林水産省生産局関係者退室)

(農林水産省消費・安全局関係者入室)

○福井専門委員 本日は御足労いただき、ありがとうございました。

それでは、恐縮ですが、時間も押しておりまして、7～8分を目途に御説明をいただきまして、その後、質疑とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○細田農産安全管理課長 農水省の消費安全局の農産安全管理課長の細田と申します。

私の方で、農薬と肥料と両方担当しておりますので、まずは農薬の方の登録の御説明をしたいと思います。

お手元の資料をごらんいただきたいと思いますけれども、早速めくっていただいて、2問いただいたと思うんですけれども、関連するということで、一応、1つの形で整理させていただきましたので、御紹介したいと思います。

まず、1つ目の○でございますけれども、私ども御案内のBSEの問題、あるいは農薬としては、無登録農薬の問題等ございまして、非常に世の中の食品の安全性についての関心が高まったということで、食品安全基本法が制定されて、国の責務として食品の安全性の確保ということが位置づけられて、それと前後して、私どもの農薬取締法の方も規制を強化するという形で改正をしております。

具体的には、例えば無登録農薬の使用の禁止とか、それから農薬の使用基準の遵守及び違反者への罰則の適用ということで、従来農家の方には多少ルーズな運用だったんですけれども、農家の方もラベルに書かれてある以外の使い方をすると、罰則が適用になるというような形の非常に厳しい改正をしたところであります。

そんなところで、農薬全般として規制強化の中で、農薬の登録というのが基本になりますので、そういう意味で農薬取締全体、非常に厳しくやっていくということが求められているというふうな認識を、まずしております。

具体的に取り締法に基づく登録制度の2つ目の○のところでございますけれども、農薬の登録としては品質の適正化と、安全性を確保すると、大きく言えば、2つの条件を審査・検査をしていくわけですが、申請者の方は、農薬の種類とか、成分量とか、農薬の適用病虫害の範囲、あるいは解毒の方法等々を記載した申請書が1つ。

もう一つは、農薬の薬効、薬としての効き目、薬害、毒性、残留性、そういうものを試験したデータ、それから農薬そのものの見本を提出いただいて、私どもの方で総合的に審査・検査をして、有効性、人畜・環境への影響を勘案して登録すると。したがって、登録をしたものしか使えないし、登録内容に従って使うしか、先ほどの罰則規定もございしますので使えないというような非常に厳しい登録制度を設けております。

登録制度の考え方でございますけれども、3つ目の○でございますが、農薬というのは、基本的には未知の化学物質を新しく開発して、いろいろ防除に使っていくということ。更に環境中でも広く利用されるということで、はっきり申し上げて、物質としての有害性を

検査するとか、あるいは剤としての効果を、その断面だけで審査を評価しているというのではないということを強調したいのでございます。

そういうものは勿論ベースでございませうけれども、使用方法、ここに括弧でいろいろと書いていますが、それぞれの農薬について、対象病害虫とか、対象農作物、使用時期、希釈倍率、使用回数、そういうものの組み合わせで、そのものを使っても安全かどうか、効果があるかどうかというようなことを、そういう意味で、こういうものを組み合わせ的に総合的に判断をして、安全性を確認して登録するというのが基本となっています。

そういうことですので、安全性の確認という登録のための業務としては、いろんな成績書を単純に組み合わせて、一義的に評価できるというものではなくて、やはりデータの相互に関連づけながらトータルとして総合的な判断を、いろんな専門知識の下に行っていく必要があるということで、登録に当たっての基準というものを、勿論ある程度はまとめておりますけれども、正確に基準というものを策定することは困難であるという立場に立っております。

もう一つ、いろんな使い方の中で、農薬の安全性の確認ということになりますので、個々の農薬、場合によりましては、申請書の記載事項の変更をこちらの方から、こういう変更をすれば安全性が確保できるというようなことも、場合に応じてですけれども、その都度指示をするというような、多少政策判断的なことでございませうけれども、そんなことを踏まえて農薬の登録をする、しないというようなことも併せてやっていくというようなことで、これも一律の基準を設け難い部分であるというふうに考えております。

最後の○でございませうけれども、更に登録済みの農薬につきましても、いろんなハザードに対する新たな知見が得られたときに、回収命令を講ずるとか、あるいは新たなリスク管理の措置が必要になったときの導入、あるいは評価の方法の見直し確立、あるいは既存の農薬の執行のための手続等々の行政処分等についても速やかに講ずる必要があるという立場でございませうので、そういうことを速やかに措置するという意味では、私ども登録、あるいは行政としての立入検査、それを踏まえた行政処分、そういう一連の取締制度、流れというものを一括国の監督の下に一元的にやっていくことで、公正・中立、あるいは迅速・効率化というような形で、現在担保されているんじゃないかということ。

結論的に言うと、農薬の登録の仕組みというのは、国で行うことが適切ではないかというふうに考えておる次第でございませう。

以上でございませう。

○福井専門委員　ありがとうございました。

どうぞ。

○大橋専門委員　まず、基本的なことですが、農薬登録の申請なり、登録件数というのは、どのぐらいの件数があるんでしょうか。昨年の実績でもよろしいんですが。

○横田農薬対策室長　全部合わせますと、5,000 件ぐらいでございませう。

○大橋専門委員　申請に対して登録を認めなかったというのは、どのぐらいですか。

○横田農薬対策室長 先ほど申しましたとおり、登録の申請があったときに、使用方法とかを見直せば、登録が可能だというものについては指示を出しまして、登録内容、使い方とかの変更を命ずることができるようになっておりますので、そういう意味では、そういう形の対応ができますので、申請を却下したようなものは昨年はありません。

○福井専門委員 変更については、どれぐらいの比率で指示されているのでしょうか。

○横田農薬対策室長 相談段階からありますので、数的には。

○福井専門委員 もともとの申請をフリーパスで通すものというのは、そんなにないという理解でよろしいですか。

○横田農薬対策室長 データが全部そろっておれば、かつ問題点がなければ、それは通常の手続で通すことができます。

先ほど申しましたとおり、例えば相談段階から使用方法を多少変えれば、例えば3回ぐらい使用する予定になっているものを2回にすれば、当然残留する量も減ってまいりますので、それであれば通りますねということを事前に相談するなり、もしくはこちらの方から使用方法を見直してくださいというのがございまして、明確になると、相談段階とかもございしますので、かなり数はあると思っております。申し訳ございません。

○大橋専門委員 今の話で、登録の有効期間というのは3年というふうになっているんですけれども、3年の根拠は何なんですか。

○横田農薬対策室長 1つは、農薬自体の成分といいますか、そういうものは大体農薬自体の有効期間というのは3年ぐらいになってございます。農薬自体がです。それと知見なんかいろいろたまってくると。

○大橋専門委員 3年経ったら農薬の効能がなくなるということですか。

○横田農薬対策室長 いえ、レベルが下がっていくということです。

例えば、つくったときには、効果が100 あるといたします。化学物質ですから、常温下でずっと置いておけば、農薬の効果というのは少しずつ下がることは当然ながらございます。

今の農薬というのは、基本的には有効期間が3年間。3年経ちますと、要するに担保されている効果が多少落ちてしまうと。そういうものについては、できるだけ使わないようにしようという形でもございますので、それに歩調を合わせるのと、いろんな科学的なデータもどんどんそろってまいりますので、そういう意味で3年程度を目途にして、再登録の申請をさせるという形にしてございます。

○福井専門委員 ちょっとよくわからなかったのは、品質保持期間が3年ぐらいだというのはわからないでもないんですが、それと当初の段階でどういう成分のものにどれぐらい害があるとか、益があるという登録内容とは、独立のことではないですか。

○横田農薬対策室長 そうでございます。

○福井専門委員 品質保証期間が3年だから登録期間が3年だということにはなりませんね。

○細田農産安全管理課長 後段の方の、やはり新しい知見が出てきますので、リスク管理をきちんとする意味では、従来から３年程度で物事を見直しているという仕組みにしておくわけです。

○福井専門委員 ３年前の化学物質に対する知見よりもっと有益な知見があるかどうかは、３年も経てば洗われる必要があるから、その段階で一旦再チェックすることになっているんだというのがメインの理由ですね。

○細田農産安全管理課長 そうです。未知の新しい物質が基本になっていますので、そこは丁寧にやっていくという形です。

○本田委員 そういたしますと、先ほどの５,０００件の申請件数のうち、再登録のものがどれぐらいで、新規のものがどれぐらいなのでしょう。

○横田農薬対策室長 新しく登録の申請が出てくるもの、これが大体３００ぐらいございます。

あと、メーカーサイドの方から変更というのがございます。例えば、作物を追加したいとか、もしくは縮小したいとか、そういうものが１,５００ぐらい、残りの３,０００ぐらいがそのままの形での再登録の申請という形になります。

○本田委員 大体新規と変更及び再登録で審査に必要な期間というのは、今、どれぐらいですか。それが過去５年から見てもどれぐらい推移していますか、どれぐらい生産性向上の努力をされておられますか。審査にかかる期間です。

○横田農薬対策室長 新規の剤が来た場合には、大体１年半程度でございます。剤の変更ですが、そうなりますと、いろんな病虫害の変更とか、作物の変更等がございまして、大体半年から７か月ぐらいで、再登録の方でございまして、内容的に変わりませんので、あとはほかの知見と合わせて大丈夫かどうかというチェックになりますので、大体２か月から３か月ぐらいの期間でございます。

○本田委員 この期間は、ここ５年ぐらいでどれぐらい短縮されましたか。

○細田農産安全管理課長 今、正確な情報が手に入ったので、訂正いたします。

新規の物質は、従来、１年ぐらいかかっておったんですけれども、１５年度の実績として９.７か月ということで、２０％向上させたということでございます。

もう一つ、事項変更的なものですが、これは従来、約６か月かかっておったんですけれども、これは多少変更ができなくて、同じ６か月程度でございます。

○福井専門委員 予算額の７億円というのは、農業検査所の人件費が主たるものだと考えてよろしいのでしょうか。

○横田農薬対策室長 人件費とか、運営に必要な、当然検査のときに機材を使ったりしますので、そういうものを含めて７億という形でございます。

○福井専門委員 これが全予算ですか。農業検査所の独立収入とか、運営にこの予算以外のお金は入らないんですか。

○細田農産安全管理課長 現在の交付金総額が大体７億、８億程度で推移しております。

ただ、若干 16 年度に施設を建て直したんです。それが例の特別会計で入っていますので、現在は 16 億ぐらいなんですけれども。

○福井専門委員 計上ベースは 7 億円ですか。

○細田農産安全管理課長 そうです。

○福井専門委員 それ以外の収入はないという理解でよろしいわけですか。

○細田農産安全管理課長 そうということです。

○鈴木主査 登録申請料は取れるでしょう。

○細田農産安全管理課長 新規が約 27 万円、それから事項変更が約 10 万円です。

○福井専門委員 その収入は検査所の収入になるんですか。

○細田農産安全管理課長 国庫になります。

○福井専門委員 一般会計に入るのですか。

○細田農産安全管理課長 はい。

○福井専門委員 そうしますと、その収入、手数料の年間総額は幾らぐらいになるんでしょうか。

○細田農産安全管理課長 恐らくさっきのかけ算になるんだと思うんですけども、ちょっと正確ではないですけども、数千万ぐらいのようです。ちょっと不正確なものを申し上げるとあれなので。

○福井専門委員 そうすると、仮に独立採算的に考えると、非常に赤字を出しておられる事業ということになるわけですね。

○本田委員 もう一つお伺いしたいんですけども、実は、私の手元に農薬の登録申請にかかる試験成績についてという、もともとは農産第 8,147 号農林水産省農産園芸局長通知というものの、14 年 12 月 1 日に改正したものがあるんですが、ここにいろいろな試験と一覧表がございますけれども、このどの試験においても全く外は使っておられないということですね。薬効に関する試験、薬害に関する試験、毒性に関する試験ということで、いろいろな試験のリストがここに付いておりますけれども、この試験すべて農薬検査所、もしくは農薬対策室でやっておられると。

○細田農産安全管理課長 いや、その試験項目で試験をして、データを出してきてもらうと。それで個々に全部再試験をやるわけではないですね。物事を判断しながら必要な場合はやると。

○本田委員 他試験に関してもすべてやっておられるわけですか。

○細田農産安全管理課長 そんなことはないです。勿論、メーカーの試験がきちんとしたものであれば、それをそのデータどおり読めばいいわけですから。

○本田委員 逆に言えば、それに疑義があって試験をするためにある程度の人がおられると思うんですけども、例えば農薬検査所みたいな、ここからは一部外に委託して何かをされるということは全くやっておられないということですか。

○細田農産安全管理課長 現在はないですね。

○横田農薬対策室長 もしデータに疑義があれば、このデータについて疑義があるので、もう一回試験をし直して、出し直してきなさいという形で専門的なところがチェックをするような形になってまいります。

○本田委員 お伺いしたいのは、基本的に農薬検査所の63名及び農薬対策室の14名という方々は、すべて判断業務というのをやっておられるわけですか。

○細田農産安全管理課長 判断業務が中心ですけれども、農薬検査所の方は、場合によっては評価方法もありますし、やはり国としてチェックした方がいいデータも出てきますので、そういうことはやっていますし、施設全体としては検査能力をきちんと備えた施設でございます。

○横田農薬対策室長 例えば、新しい試験項目を加えましょうといったときに、ではどういうふうに試験をしたらいいかということがございますので、そのときには、実際に、例えばほかのところでもいろんな試験をやられている、では農薬検査所でそれをやってみて、ではこういう形でも試験をやってくださいと、それに基づいてデータを出してくださいと。

試験項目というのは、特に毒性とか何とかなの観点で、技術の進歩で、では神経毒みたいのでやりましょうと、どんどん追加になってまいります。どういうふうな試験をやったらいいかと示して、それに基づいてデータをつくりなさいということもやりますので、そういう形でも農薬検査所の方でやってございます。

○本田委員 その部分というのは、大学の農学部の実験室でやるとか、そういったところへの委託ということはできないものなのでしょうか。

○細田農産安全管理課長 それが、先ほど来申し上げているとおり、単純に試験するだけではなくて、試験をいろいろフィードバックしながらとか、あるいはほかの使用方法なんかとの組み合わせなんかを総合的にやっていかないと、単純に何かを性的にはかればいいという業務は極めて少ないと思っています。

○福井専門委員 この試験の内容なんですけど、今いみじくもおっしゃったように、実際に試験されるということは余りないわけですね。基本的には、申請者が試験データをそろえて出してきて、それを判断するのが中心なわけですね。

そうすると、少なくともその部分について考えると、まさに判断する部分というのも一種の技術的、科学的判断でしょうから、一定の技術の水準をどの程度にするかはともかくとして、学術的判断として判断するのに検査所の中でないといけないということには必ずしもならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○細田農産安全管理課長 その辺が、検査所と私どもも含めてですけれども、判断業務として、極めてある意味で高度なといいますか、経験則も含めて、あるいは政策的に農薬そのもののどういう使い方がいいのかも含めて、安全性確保という意味では、一律基準は難しいということを申し上げたいんですけれども。

○福井専門委員 一律でなくても、別に安全であればいいわけですね。安全性確保のための大枠的な基準は、勿論、現在も農水省は定めておられるわけですから、それが実効的に

守られるような裁量が現場にあったからといって、その裁量を行使するのが民間であって
はならないということには必ずしもならないのではないですか。

○細田農産安全管理課長 それはそうですけれども、先ほど来申し上げているとおり、や
はりそういう判断をきちんと政策的なことも踏まえて考えたときには、基本的には民間に
お願いするときには、やはり何かの基準を示して、そのとおりやってくださいということ
になるんでしょうけれども。

○福井専門委員 民間じゃなくても、農水省や検査所がやるときだって基準がなくてやる
わけにはいきませんね。

○本田委員 ここは77人いらっしゃいますね、ですから、ある程度の明確な基準がないと、
77名の間で判断がぶれると、要するに、きちんとしたノレッジが個人値、俗人値になって
しまっていては、国として適切な判断をしているとは言えませんね。

○福井専門委員 77でコントロールし得る規律が現に存在しているはずですから、それを
民間にも厳格な契約上の義務なりを課すことで、知見がある人であれば、そこに委託し得
るのではないのでしょうかという問題意識なんですけれども。

○細田農産安全管理課長 論理的には、そういうこともあると思いますけれども、やはり
実務的経験則、それから判断を総合的にするという意味で、最終的には私どもが判断して
いるわけですから、どこかに基準があるというのは、そのとおりだと思います。

勿論、ある程度の基準値とかはあるんですけれども、それを総合的に、この使い方なら
これでいいという最終判断は、やはりトップマネジメントとして、それぞれの剤ごとに、
個々に国として判断する構造をとっているということなんですけれども。

○福井専門委員 例えば、民間の判断については、ホームページとかで公表する、あるいは
農水大臣への報告義務を課して、その判断が間違っていれば、直ちに取り消せばいい、
というような事後チェックの仕組みがあり得るのではないですか。

○細田農産安全管理課長 一旦認めてしまうと世の中に出ますので、事後チェックという
わけにはいかないと思うんですけれども、あくまでも事前チェックの適用だと。

○福井専門委員 いえ、司法審査というのは、すべて事後チェックのシステムです。その
前提段階を行政庁がやるということは、仕組みとしてはほかにもありますので。

○本田委員 逆に、今、最終的な判断をやっている方というのは、何年ぐらいこ
こにおられて、どういう方がやっておられるわけですか。

○細田農産安全管理課長 農薬検査所、それから私どもの農薬対策室の方も、かなりプロ
パー的な方です。

○福井専門委員 学歴とか資格はどういう方ですか。

○本田委員 それから勤務年数、御経験。

○福井専門委員 研修の体制を教えてくださいませんか。

○細田農産安全管理課長 基本的には、農薬検査所で採用して、ずっと行かれるのが普通
のケースです。ただ、私どももありますので、それから植物防疫所も別途ございますね。

そういう研修の意味も含めて、人事交流はしております。

だから、農薬対策室の方も人事交流で農薬検査所から来てもらっているし、私どもも行きますね。

○福井専門委員 研究職といいますか、要するに専門職の方ですか。

○細田農産安全管理課長 そうですね。

○福井専門委員 どういう職種の方ですか。

○横田農薬対策室長 化学の専門家ですとか。

○福井専門委員 業種とかはいかがですか。

○横田農薬対策室長 特に残留の方に詳しい方ですとか、あとは化学物質として詳しい方ですとか、あとは栽培とか薬の効果の方に詳しい方とか、ただ、それだけですと、自分の課だけで判断することになりますので、一定程度交流をさせながら全般的に見つつ、特にこの部分は毒性を見ましようとか、そういう形で人を育てていってもらうと思います。

○福井専門委員 基本的には、弊害についてちゃんと審査できて安全性が確保できるというのが究極の目的ですね。それは、学術判断ですね。

○細田農産安全管理課長 安全性と効果も。

○福井専門委員 勿論、効果もあるんでしょうが、そうしますと、その部分は、勿論、高度かもしれませんが、どういう意味で高度かということ、学術的、あるいは科学的な意味で高度なわけですね。それは、必ずしも身分が公務員の方でないと、高度な学術的、科学的判断ができないということにはならないですね。

○細田農産安全管理課長 それぞれ取り出すとそうなんですけれども、やはり先ほど申し上げたように、例えば登録から立入検査とか、行政処分とか、それは一貫して遂行していくものだというふうに考え、それが効率性につながっているんだと思っていますので。

○福井専門委員 勿論、検査や処分が重要だということは、おっしゃるとおりなんですけれども、例えば、民間がやっているものについて、十分担保されなかったらそれらを発動するという分業関係だってあり得るわけです。例えば、自動車登録制度などについても、車検の前提となる自賠責保険なんかは全部民間でやっている。それについて、もし何か過誤があるのであれば、行政がチェックするということがあり得る。

だから、分業をやって、ちゃんと相互のコミュニケーションをよくしておけば問題ないということになりはしませんか。

○細田農産安全管理課長 勿論、そういう理屈があるとは思いますが、それを現実問題として、こういう新しい新規物質について対応していくと、しかも使用方法が種々雑多いろんな形になって剤の形態もいろいろあるわけですね。そういうのを分業は論理的にはできるとしても、やはり技術的に、体系的にやることが効率的かどうかという議論では、現在の体制が極めて円滑に進める、あるいは食の安全を確保するという意味ではふさわしい仕組みだというふうに考えます。

○福井専門委員 それはほかのやり方との比較を実施なされるとか、要するにテストを経

ていないわけですから、一概には言えないわけで、要するに、こういった化学物質や薬の知識についての学術的知見が検査所にしか将来ともに蓄積し得ないという命題が真実であるならば、確かにここでないとまずいということになるんでしょうが、實際上、民間のさまざまな研究所、例えば大学の薬の研究室とか、化学の研究室、更にさまざまな民間の試験研究機関など、いろいろなところで同じ分野について、もっと適切に学識を持った方がいるかもしれない。

そうすると、そういった人を活用して、ちゃんと公正な審査、厳正な審査ができるような枠組みをつくっておけばいいということになるはずだと思うんですが、いかがですか。

○横田農薬対策室長 もう一つございますのは、化学とか毒性とかの評価は当然必要ですし、そこで安全性を担保するというのは、もう国民に求められているので当然なんでございますが、例えば毒性上も問題がないし、薬の効果としても、例えば今発生している病害虫をたたくことができますと。

ただ、ある作物に薬害が出るということがございます。例えば、実を食べるもので葉っぱに薬害が出ると。ただ、葉っぱに薬害が出るということは、当然葉っぱが一部枯れますから、では生産量が落ちてしまうと。

そのときに、葉っぱが枯れるんだけど、今、出ている病害虫、これをたたかないととにかく抵抗性が出てしまっていて、新しいものがなければ生産ができないということであれば、今度は生産進行の方と、後は実際の指導場面等々を勘案して、多少薬害があったとしても、いろんな指導の場面で何とかできそうだということであれば、逆に政策的にも連携をしながら、今度はその農薬を登録して行って、逆にうまく使ってもらおうと入ってまいりますので、単純に科学的知見とか、毒性学的知見とかではなくて、プラスαで生産場面とか、生産振興の考え方とか、そういうものを入れた上での判断も必要になってまいりますので。

○福井専門委員 今のような判断は検査所だけでは完結しないでしょうから、当然農水本省の中での政策調整として発動されたものがあるんですか。

○横田農薬対策室長 実際に、そういう形で相談を受けているのもございます。

○福井専門委員 登録に当たって、実際に政策調整の結果、科学的技術的知見ではない判断で、登録を変更させたという例はございますか。

○横田農薬対策室長 使用方法なんかで変更させたことはございます。

○福井専門委員 具体的にはどういうものですか。

○横田農薬対策室長 例えば、非常に鱗翅目、というのは虫ですね、虫に効く薬がありますと。問題点として、蚕にやはり害が出てしまうと。当然ながら、普通のところでまいてしまえば、蚕の方に影響が出るので、その場合には路地で使うことはやめましょうと。施設だけで使うようにしましょうと。それによっては、一般の開放空間に出ていかかない。また、剤型も粉みたいなのだと結構飛んだりしますので、飛ばないような流剤にするとか、テープみたいなのに入れてしまうとか、そういう形で変更させて登録するというこ

とがございました。

○福井専門委員 今のお話は、ある意味では当然のことですね。ほかのものに副作用があるのであれば、そちらも勘案して学術的判断として使用方法を定めるという、言わば当然のことですから、それが農水本省の関与がないとできなかった判断であるというぐらい農業検査所の技師の方はおろかな方なんでしょうか。

○横田農薬対策室長 それは、農薬検査所の中でも我々と相談しながら判断をしています。結局どの作物に使うかという問題点もございます。施設がメインなのか、路地がメインなのか。

○福井専門委員 それはある意味では、今、素人の私が聞いても当たり前だと思ったぐらいですから、何かに使うときに路地で使う場合の方が拡散しやすいから、近所に蚕がいたらまずいねというのは、ある意味ではだれだってわかる話ですね。その話が政策判断というほど高度なものだとは到底信じられないので。

○横田農薬対策室長 それは1つなんですけれどもね。

○福井専門委員 かもしれませんが、しかし、今のような話であれば、一種のマニュアル化をしておけば、拡散するようなもので、ほかの品種に害があるような場合について言えば、屋内を前提にすべきであるという基準を書いておけば、恐らく専門家なら、なおさら適切に運用されると思うんです。こういうようなことの積み重ねで対応できないはずがないというふうにお見受けするんですけれども、今までのお話を総合いたしますと。

○横田農薬対策室長 いろんなパターンがありますので、今のは一つのケースとして一つの事例でございます。

先ほど言ったみたいに、今度は薬害が出るんだけれども、それを栽培指導とか、もしくは品種の指導とか、もしくは作付体形とか、その辺りをクリアーできるのかどうか。もしくは生産部局とか、普及部局とか、研究業務のところですね、それと連携することによってクリアーできて、ある程度薬害が出ても品質のいい実が取れば、そちらの方でクリアーできるということであれば、それについては一定の条件を加えて登録しているということもあると思っていますので、例はいろんなパターンがあり得ると思います。

○福井専門委員 しかし、今お聞きした例だって、要するに薬の費用対効果ですね。農薬という薬が何かを守る代わりに何かを失わしめる。その失わしめるものとの比較衡量で使用方法を適切にして、あわよくばできるだけ害を少なくして益を大きくしようということですね。その判断が技術者の技術的科学的判断ではなし得ないということには決してならないと思います。

ですので、御主張はわかったんですけれども、やはり科学的技術的判断に関する部分であれば、科学的技術的専門家というのは、民間にも、要するに政府以外にもたくさんいらっしゃるわけで、それらの活用可能性がはなからないというのではなくて、一件当たり非常に高くついているわけですから、業務効率化ができるのであれば、そして民間の知見を活用することで、それがより安くできるのであれば、検討していただくということをもう

少しお持ち帰りいただいて、御検討いただければと思います。

○細田農産安全管理課長 多分、農薬検査所、先ほどほかでもとおっしゃっていますけれども、私どもとしたらこういうことがきちんと継続的に対応できるのは、先ほど言いましたように、部分、部分分割していろんなことを民間にお願いするということは、やはり全体の非効率になるし、知識の積み重ねという意味で、対応力を強めるという意味でも全体として非効率だと思いますので、そういう意味では、恐らく農薬検査所は、こういうことをきちんと今後とも対応する唯一の機関であるということは思っていますけれども。

○福井専門委員 分割してというのも、それはまさに複数の機関が検査業務や登録業務をやるにしても、その結果得られた実例の情報とか、あるいは一般則のデータについては、全部、それこそまさに農水省なり、農水省の外郭団体が情報提供に特化する意味で活躍されるというのは大いにあり得ることだと思うんです。

それを何も委託した民間にとどめておかないといけないという前提でつくる必要は全くないわけですから、情報の共有を適切に図れば十分に対応できる問題ではないでしょうか。

○鈴木主査 お聞きしていると、今、知り合っておる検査所の人だと、自分たちの行政というものの間だと仲がよくて意志疎通はできるけれども、これが一たび民間になると口も聞かないといわんばかりに聞こえてしまうんですけれども、民間委託というのはそんなものではないので、全く同じような仕組みというものに民間になるとどうしてできないのかというので、そここのところの説明を十分されないと。能力は同じものがいると、だからそここのところと相談すればよいではないか、仲のよさを同じにすることはどうしてできないのか、そういう話になりますよ。

要するに結論を言うと、今の組織を守るしか嫌だということをおっしゃっておって、ほかのことは考えない。これでは何も進まないですよ。

○細田農産安全管理課長 やはりある分析だけで終わる仕事ではないんで、やはり動的に全体像をとらまえないとできないという意味で。

○鈴木主査 それはなぜ研究所の人しかできないのだと、民間の研究機関がどうしてもできないのだと、中立性を議論するのだったら、中立的なものは幾らでもあるではないかということです。

○本田委員 例えば、横田室長は、今のポジションに何年いらっしゃいますか。

○横田農薬対策室長 私が来たのは昨年です。

○本田委員 だから、やはり御異動があると思いますので、そういう意味では、確かに組織知だと思いますけれども、やはり暗黙知にしまわれないで、いかにちゃんと書いたものに残して高めていくかという部分というのはあると思うんです。そういうノウハウというのを役所ではお持ちだと思うので、異動というシステムがございますから、そういう中で、一部民間を使ってもっと効率的にやると。

特に、この莫大な国債という債務を抱えている国の中において、7億円毎年使っているという事実がございますので、そこは全く考えないというのは、お答えとしては、私、一

国民としてちょっと寂しいなという気がいたします。勿論、どこまでできるかという問題はあるかもしれませんが、全く考えられない、それはあうんの呼吸でわかる人たちの間での話しかできないのであるからというのはちょっと難しいので、若干違う言語をしゃべる民間のものとも話をしていただいて、もう少し効率性の追及という道が全くないのかと、今、道を全く閉ざしてしまわれるというのは、ちょっと私どもとしては大変せんない話だと思います。

○福井専門委員 御検討のほどよろしくお願いいたします。

○大橋専門委員 1つだけ、先ほどの再登録の話ですが、再登録と言っているんですか、更新登録と言っているんですか、どちらなのかよくわからないけれども。

○横田農薬対策室長 再登録です。

○大橋専門委員 再登録申請に対して、それを拒否したという件数はどれぐらいですか。ある程度再登録申請があったものについては、自動的に認めるというのが現状なのか、相当厳しく審査して、再登録申請の模範文書はだめですよ。つまり、科学的知見が向上したことによってね。

○横田農薬対策室長 再登録のときに、実は、先ほど言いましたように、科学的知見が増えることによって、取るデータというのは増えたりしております。再登録申請前に、データが準備できなかったときには、再登録の申請は挙げてこないんですね。データがそろわない、どうせ却下されるので。

○大橋専門委員 それはどのぐらいですか。つまり、私が言いたいのは、3年という期間というのはちょっと短過ぎるのではないかと。もう少し延ばしてもいいのではないかと。いうことを言う根拠として、現在の3年の申請に対して、それを拒否している件数というのはどのぐらいあるのか。

○横田農薬対策室長 申請してきているものは、基本的にはデータがそろっていますので、全部OKになるんですけども、実は再登録に挙げてこないというのは、さっき言いたみたいにデータがそろわないパターンのときと、あとはほかの新しい剤で自分たちは商売に行くので、この剤はもう更新しないというものもあるものですから。

○福井専門委員 別の聞き方をしますと、今の御質問は、仮に3年前と同じ検査データや、あるいは情報をベースにして挙げてきたら拒否するであろう案件はどれぐらいあるんでしょうか、というのと同じことですね。

要するに、3年間の科学的知見の変化が、もしさほど著しいものであれば、3年前のとおりであれば拒否するというものが、かなりないとおかしいわけです。そうではなくて、ほとんど3年前と同じデータに基づいても再登録がなされているのであれば、3年の期間は余りにも短いですねという有力な証拠になるわけです。

それは後ほどで結構ですので、データをいただけますでしょうか。

○横田農薬対策室長 今、再登録で実際に挙げてきていないもの、これが大体月に30件ぐらいですので、年間で300件ぐらいです。

○福井専門委員 挙げてきていないのではないんです。挙げてきていないのは、要するにもっといい品種ができたから、そっちを使う方がいいとか、医薬品と同じで、別にそれが検査を通らないから挙げないというわけではないわけですよ。

そうじゃなくて、3年前の登録のときと同じ前提の下では、今の科学的知識では通らないというものがあるのなら3年間というのが合理的だということなんです。一定程度あるのであれば。だから、3年の期間の合理性を論証するためには、もし3年前のとおり挙げてきたら、少なからずのものは、やはり拒否していないとまずかったんだということなら合理的だということになる。だから、そのところの実証データを知りたいというのが、今の御質問の趣旨です。

○細田農産安全管理課長 今の30ぐらいの数に、そういうものが全部包含されてくるんですね。申請者のその辺のところまで、実はわからない部分が多いんですね。

○福井専門委員 いえいえ、申請者の都合じゃないですよ。それは3年前のデータをお持ちなわけですから、それを今の目で見たら通らないはずだというようなものが果たしてあるんでしょうかということです。

○横田農薬対策室長 実際に必要なデータというのは、先ほどの8,147号というふうにおっしゃったんですけれども、その中に追加で、このデータとこのデータが必要になりますと、次の再登録までにそろえてくださいと。

それで、そろわない場合、もしくは撤退するからつくらない場合もありますので、実際には、こちらの方でこういうデータが必要ですよというものについて出してこない場合には落としますし、逆に言えば、さっき言ったように、そろわないのでもう挙げてこないという形になりますので、その中に30件というのが含まれているわけでした。

○福井専門委員 追加データを、3年前の検査方法を改めて、あるいは審査方法を改めて、何らかの科学的知見の進歩によって、こういう項目までチェックしないといけなくなったというものが、基準上あるということですね。おっしゃる御趣旨は。

ということであれば、具体的にどのぐらいの項目について、具体的には何件ぐらいのものについて科学的知見の進化によって新たな検査を3年前と比べて義務づけるようになったんだということが、やはり手元にないとおかしいわけですね。それを教えていただければということです。今でなくて結構です。

済みません、ちょっと押していますので、肥料の方をお願いしたいと思います。

肥料はざっと拝見しましたところ、基本的には同じ論法だと思いますので、違う点だけ1分以内ぐらいで教えていただけますか。

○細田農産安全管理課長 背景その他、肥料も法律改正してやってきたところでございます。

そうしたら、○の3つ目をちょっとごらんいただきながらと思います。肥料の方は、公定規格というものをきちんと告示行為で示してしまして、それに基づいて申請していただくんですけれども、ただその資料というのは、非常に多種多様な物質で、有機性のものの

混合物、先ほどの農薬は、むしろ新しい化学物質と申し上げましたけれども、こちらのはいろいろなものが混ざり合っているということで、特に近年、混ざるものが増えてきた、複雑なものが増えてきたという背景だと思っています。

そういう意味で、公定規格の方は、極めて蓋然性の高いもの、例えば、重金属で言うと、カドミとか、ヒ素とか、そういうものについてまでは決めて切れているわけですがけれども、公定規格の中で、蓋然性の低い、例えば油分とか、P C Bとか、むしろ農薬が入ってくるような場合もあるんですけれども、そういうものまで一律に決め切れないということで、個々に原料とか、そういう製造工程とか、使用場面等を総合的に判断して、個々に銘柄を登録していくというような仕組みにしておるところでございます。

簡単に言うと、そういう違いであります。

○福井専門委員　ありがとうございました。いかがでしょうか。

今の御説明の部分は、蓋然性が低い化学物質の有害成分については、検査所でないとわからないという意味でございますか。

○細田農産安全管理課長　そうですね。

○福井専門委員　それはどうしてですか。

○細田農産安全管理課長　個々に基準を決め切れないということですね。

○福井専門委員　勿論、基準を決め切れないのはそうかもしれませんが、それは検査所だって同じなわけで、臨機応変に対応されるわけですね。ですから、蓋然性が低いものであっても、有害だと考え得るものについて、悉皆的に調べる基準的知見があれば、その基準的知見を当てはめる人が国家公務員の資格を持っていないといけないということにはなりませんね。

○細田農産安全管理課長　資格は別にして、国の方で一括的に、まず、原料とか、製造工程とか、そういうものをやはり実際の経験則も含めて判断をするという意味で、この辺は飼料検査所の方で対応をしているところなんですけれども。

○福井専門委員　経験則であれば、これも先ほどの議論と連続するんですが、今は検査所しかやっていないわけですから、どこの民間にも経験則がないのは、これは当たり前のことです。しかし、まさに人事異動があっても検査所では連綿として適切な検査をされるとすれば、そのまさに引き継がれた経験則のノウハウを新たに民間開放するときに、きちんと伝授して承継していただくということをすれば、経験則の点でも問題がないということになると思います。

○細田農産安全管理課長　その辺が、やはり飼料検査所の、先ほどと同じような議論なんですけれども、私ども、ノウハウ的な部分も含めて、ここでなければというふうには考えております。

○福井専門委員　その理由ですね。具体的な。

○本田委員　別の観点から御質問を申し上げます。今、肥料の銘柄登録というのは、年間どれぐらいあって、ここ 20～30 年どれぐらいで推移してきていますか。それに伴い、人員

数というのは、どういうふうに増減させていらっしゃるんですか。人員数は、今、49 名いらっしゃいますけれども、人員及び登録数の一覧表を、数字があったら、今、いただけませんか。

○細田農産安全管理課長 登録数は、11 年当時が 5,700 件になっています。それが現在では 8,000 件程度になっています。

○本田委員 例えば、20 年前はどれぐらいでしたか。

○細田農産安全管理課長 ちょっと今の見合いの数字はないんですけれども。

○福井専門委員 では後ほど。

○本田委員 それに伴って、要するに仕事量の増減に伴い、通常であるならば、従事者数というものの数の変化が必要なわけでございますけれども、これがどういうふうな形になっているのかというのも是非いただきたいと思います。

○細田農産安全管理課長 そうしたら人員の方も併せて。

○大橋専門委員 5,700 件ではなくて、農林水産省分と都道府県知事分はどういう割合になっていますか。

○細田農産安全管理課長 ちょっと今は。

○大橋専門委員 それでは、後ほど。

○福井専門委員 検査所の 41 名の方なんです、この方々もやはり肥料の専門家でいらっしゃるということですか。

○細田農産安全管理課長 はい。

○福井専門委員 職種でいうと、どういう方が、どういうトレーニングをすることになっているわけですか。

○細田農産安全管理課長 植物学、土壌学、それが化学、植物栄養学とか、そういう専門家ですね。

○福井専門委員 例えば、肥料の検査所の中で、そういう専門分野の修士号及び博士号を取得しておられる方は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○細田農産安全管理課長 研究職ではないので、それを目指してやっている方は非常に少ないんですけれども、多少データをまとめられた方もいたかと、いたとしてもごくわずかですね。

○福井専門委員 それは先ほどの農薬検査所の方も同じですか。

○細田農産安全管理課長 同じですね。業としての研究ではないですから、積極的にそういうアプローチにはならないと思います。

○福井専門委員 とすれば、これは先ほどの議論とも共通するんですが、非常に難しい判断だと、科学的、技術的に非常に難しい判断だとおっしゃいますけれども、別にその分野の学位が要求されるわけではない程度の業務だということになりませんか。

○細田農産安全管理課長 それはちょっと学位というものの考え方の違いもあると思います。むしろ、そういうのを目指すのは研究職ですし、そういうのを目指さないで、きち

んと情報分析ですか、分析能力も含めて培養を維持しているということで、学位を取るか、取らないかというのは、研究職の立場としての評価にはつながるんでしょうけれども、この場合は違うと思います。

○福井専門委員 勿論、研究職かどうかというのに対応しているのは、そのとおりなんですが、学位というのは、1つにはその分野の学術的な知見について、一人立ちして分析能力があるかどうかの有力な指標なんです。

○細田農産安全管理課長 いや、それは違うと思いますよ。

○福井専門委員 違います。私は大学人ですので、単に大学での一般的な知見を申し上げているだけです。

○細田農産安全管理課長 新しい分析方法を開発して学位を取られるとか、そういうところはあるんでしょうけれども、ここで要求されるのは、そういう学問的な研究成果ではないですからね。

○福井専門委員 学問的な知見ではないわけですか。では、学問的知見ではないのであれば、なおさらなぜ外に出せないんですか。

○細田農産安全管理課長 勿論、学問的知見をベースにした分析力、判断力。

○福井専門委員 学位を取得する必要もない程度の業務だということですか。要するに、学位は定義があって、その分野における専門的知識を発揮して、オリジナルな分析ができる、一人立ちして研究ができるということですから、そういう能力がなくてできる業務だということを、今、御主張になったわけですか。

○細田農産安全管理課長 やはり、学位を取るには、学位を取るためのいろんなことをされなければならないと思うんですけれども、そういうことは業務として位置づけられていませんので。

○福井専門委員 ということは、要するに学部段階での知識で十分、あとは経験値でもってでき得るような業務であるということですね。

なおさら学位取得者でなくてもいいということであれば、先ほどからお聞きしていますと、非常に高度で総合的な科学的、技術的評価というのが前提になっていましたが、それであれば、民間にだって学位取得者ですとか、高度な学術的な知見の持ち主はいると思ったんです。それよりも言わば、超えるべきハードルは低くても構わないということになるなら、なおさら民営化になじむのではないかというのが、今の御質問の趣旨なんです。

○細田農産安全管理課長 学位を取るというのは、とにかく業務にそういう構造がないので、この人たちに学位を取れというのは無理で。

○福井専門委員 だから、取る必要はないと思います。それはいいんです。結論はいいんですが、だからそれでもちゃんとできているとすれば、それは民間でも成し得る業務ということのなおさら有力な証拠ではございませんかということです。

○細田農産安全管理課長 学位を取る能力を、むしろそうではなくて、テクニシャンとしての能力とか、あるいはいろんな総合的な学問を吸収して、総合的な判断ができるような能力の培養をしているということだと思うんですけれども。

○福井専門委員 総合的というのは、具体的には。

○細田農産安全管理課長 毒性学だけでやっていけるわけではないので、毒性学の人でも植物学とか、栄養学を学んで。

○福井専門委員 どうやって学ぶんですか。具体的に。

○細田農産安全管理課長 それは、いろんな研修に行かれる場合もあるし。

○福井専門委員 研修のプログラムを後ほどいただけますか。どういう講師の方が、例えば栄養学とか、食物学とか、例えば薬で入った方に対して、栄養学や食物学のカリキュラムが組まれていて、どういう専門家が講義を講じているということを具体的に教えていただけませんか。

後ほどで結構です。要するに研修プログラムのカリキュラム、内容、講師等について具体的なものを教えていただけますか。農薬と肥料の双方について。

○細田農産安全管理課長 ちょっと研修がどういう形か把握できていないので。

○福井専門委員 現にある形で結構でございます。

○細田農産安全管理課長 要するに学習的な方法ですね。

○福井専門委員 はい。

○鈴木主査 もう一つ、私どもは、独立行政法人の業務についても民間に委託できないか、あるいは独立行政法人自体が民営化できないのかというのは、当然我々のテーマにしていますけれども、今、独立行政法人については、別の機関で審議していますね。その審議の対象の中に、肥料研究所だとか、あるいはさっきの農薬ですね、そういうのは入っていますか、関係の部署とのディスカッションはまだしていないから、ちょっと私どもも知識がないのですが。

○細田農産安全管理課長 議論の最初のたたき台には、独法全部入っていますので。

○鈴木主査 どんな議論をされていますか。

○細田農産安全管理課長 まだ、横並びの議論の最中だと思いますけれども、横並び的に特定法人ではない形はどうかとか、特定法人、要するに公務員型ではなくてどうかとか、横断的にはそんな議論ですね。

○大橋専門委員 私は、国のものはあれとして、都道府県知事の登録というのは、実質的に研究機関だとか、大学だとか、そういうところがやっているんじゃないんですか。

○細田農産安全管理課長 都道府県の場合は、一部検査が要するような場合は、試験場を。

○大橋専門委員 もし、そうであるならば、当然国の登録についても、それは大学の機関でもやり得るね。だから、都道府県の登録の実態というのが、もしわかったらきちんと教えてくれないですか。

○福井専門委員 区分は、申請者の選択で任意なんですか。

○細田農産安全管理課長 簡単に申し上げれば、ルールの世界で、蓋然性の高いようなものをきちんと審査すれば、安全性が確保できるようなものというものを都道府県の方にお願している形になります。

○福井専門委員 これは農林水産省令の中に区分があるんですか。どういう場合が大臣で、どういう場合が知事というのは省令事項になっているんですか。

○細田農産安全管理課長 一応、法律の世界で都道府県に下ろせますと。

○福井専門委員 法令上は6条を見ると、どっちに出してもいいみたいに読めるんですけども。農水大臣または知事に提出しなければならない、とある。

○細田農産安全管理課長 これは4条の2項ですか、都道府県の区域を超えない肥料とか、そういうものについては都道府県の登録という形になっているんですけども。

○福井専門委員 4条の区分でということですね。

○細田農産安全管理課長 はい。

○福井専門委員 そうしますと、先ほどの大橋委員のお願いなんですけれども、都道府県でやる場合に、都道府県の内部で完結しているのかどうかというのを後ほど御教示いただけますでしょうか。

○鈴木主査 1つだけ、ダブるような話だけれども、さっきの研究所の人と本省の人との間では人事異動もあるという事で、それは引き継ぎ関係できちんと言われた。民間の機関の中にも、それだけの能力をやるものはあると、勿論、同じ事柄を今やっていないから、それ相応の訓練機関は必要とするということはあるけれども、そういう民間の機関はあるとも言われた。

それに対して、福井専門委員かな、それでは公務員でないとどうしていけないという質問に、あなたは首をひねって、それでもねと言ったけれども、それでもねの続きを聞かせていただきたいと思います。

○細田農産安全管理課長 基本的には、農業も同じなんですけれども、登録、立入検査、行政処分というのが、一連の流れでやっていますので、立入検査も勿論独法の人にも行ってもらうことがありますので、そういう意味で、一連の業務として効率的、円滑的にやるという意味では、業務のデータもなくやるという意味では。

○鈴木主査 どうもぐるぐる回りの議論をし出しているようですね。要するに、エンドレスの同じことの繰り返しを言っておるわけですね。

○福井専門委員 立入との連続性については、さっきもちょっと議論に出ましたけれども、そこは登録した後、何か行政上の監督や指導措置が必要になったときに、前提となる情報が行政部局において適切迅速に把握できていればいいだけのことですね。

それは、ほかにも例があるというお話は先ほど申し上げました。それでも支障がありますか。

○細田農産安全管理課長 私どもは、やはり円滑、停滞なく公正にやるという立場では、今の体制がいいと。

○福井専門委員 どうしてできないんですか。民間が登録業務をやっているとすると、民間は正確な情報を迅速に行政庁には出さないんだといわれる。そういうところにしか頼まないつもりなんですか。

○細田農産安全管理課長 頼むということを想定していないんですけれども。

○福井専門委員 頼むのであればそうなるに決まっているとおっしゃるから、だったらもともとそういう信頼性のないところに頼むからそうなるということに論理的になりますねということをお願いしているわけです。そうじゃないところに頼めば、ちゃんとした民間だってあり得るわけですから、ほかにも例があるとおり、ちゃんと出してくれる、正確に迅速データを出してくれるところであれば、それ以上何か求めるものがございますか。

○細田農産安全管理課長 何せ、やはり効率性、公平性、停滞なくという部分で。

○福井専門委員 迅速、確実に出してくれるのであれば、その上更に効率性や公平性が損われる場合として、どういう場合が想定できますか。

○細田農産安全管理課長 それが保てるのは、こういう国として一連としたこういう組織でやっているのと保てるというふうには思っているんです。

○福井専門委員 なぜですか。例えば、委託のときに契約条項の中に、監督行政庁の依頼があったときには、何日以内にはすべての情報を、例えば電子データベースにして提出しなければならない、それに違反したときには、違約金かくかくしかしかと定めておいても守らないようなところしか出てこないという意味ですか。

○細田農産安全管理課長 その辺、登録データ、あるいは新しい情報とか、そういうものを私らとともに共有しながら円滑にやっていくということで、食の安全を確保するという立場に立っていますので。

○福井専門委員 電子データベースをつくって、入力即農水省の中でも共有できるというふうにしておいて、更に何か支障がございますか。

○細田農産安全管理課長 そういうものを円滑にやっていくという意味では、今の仕組みの方がより円滑に。

○福井専門委員 それがなぜですかというのが御質問です。なぜ、今、申し上げたような形でデータベースまで共用化しているときに、更に円滑でないということが起こり得るのかということが、先ほどからお話をお伺いしていても全く想定できないものですから、一般論ではなくて、具体的にこういう場合に困りますというのがあれば教えていただきたいのですが。

○鈴木主査 それは教えてもらうとして、私が聞いたのは、うんそうか、そういう考え方もあるかという言葉をおっしゃるかと思って再質問したのだけれども、また同じことの繰り返しをしているのだったら、我々はそこをポイントとして、あなた方と年末にかけてお話をしていきますから。だから、今おっしゃったような議論の繰り返しをなさるだけでなく、その考え方を思い直して、そうか、そういう考え方もあるかに変わっていただくということを強く希望します。

○本田委員 それに関連して1つだけ申し上げますと、基本的に、今、申請者が行う試験の結果というのを信じて、それを基に判断されておられるわけですね。

○細田農産安全管理課長 信じられるかどうか判断するわけですからね。

○本田委員　ということは、これは確かに一部民間に試験を委託という形ではないと思いますが、一部民間がやった試験を基に判断業務を行っておられるというふうに私は解釈させていただいたんですが、あるとするならば、実際問題一部民間を信じておられるのであるならば、もう少し上手な使い方を考えて、さっき鈴木主査がおっしゃったようなことというのは、是非考えていただきたいと思います。

○大橋専門委員　最後に追加質問で恐縮ですが、今日、御説明いただいた2つの農薬と肥料ですね、これについて包括的な民間委託、あるいは委託を制限している法令があるのか、ないのか。もし、そういう制限している法令があるならば、その具体的な内容、更にはその制限がなぜ存在しているのかということについて、後ほど結構ですから、事務局の方にペーパーでお出しいただければと思います。

○福井専門委員　どうも長時間ありがとうございました。